

2019年12月1日改正道交法が

施行されました。車の運転中にスマートホや携帯電話を操作する「ながら運転」が厳罰化されました。携帯電話使用等（保持）の場合、従来は「5万円以下 の罰金」であつたところ「6

月以下の懲役または10万円以下の罰金」に、さらに反則金も普通車では3倍に、違反点数も1点から3点に。「交通の危険」の場合、違反点数は2点からただちに免許停止と

なる6点に引き上げられました。

過去にスマホゲームをしながらトラブルを運転していた男に小学男児がはねられ死亡し、社会問題となるなど、全国で「ながら運転」での交通事故が増加したことで厳罰化されました。

## ながら運転の禁止

自動車などの運転中には、絶対にスマホや携帯電話の操作や使用はしないでください。使用する時は、停車してからにしましよう。

交通安全ロメモ